

# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置（案）

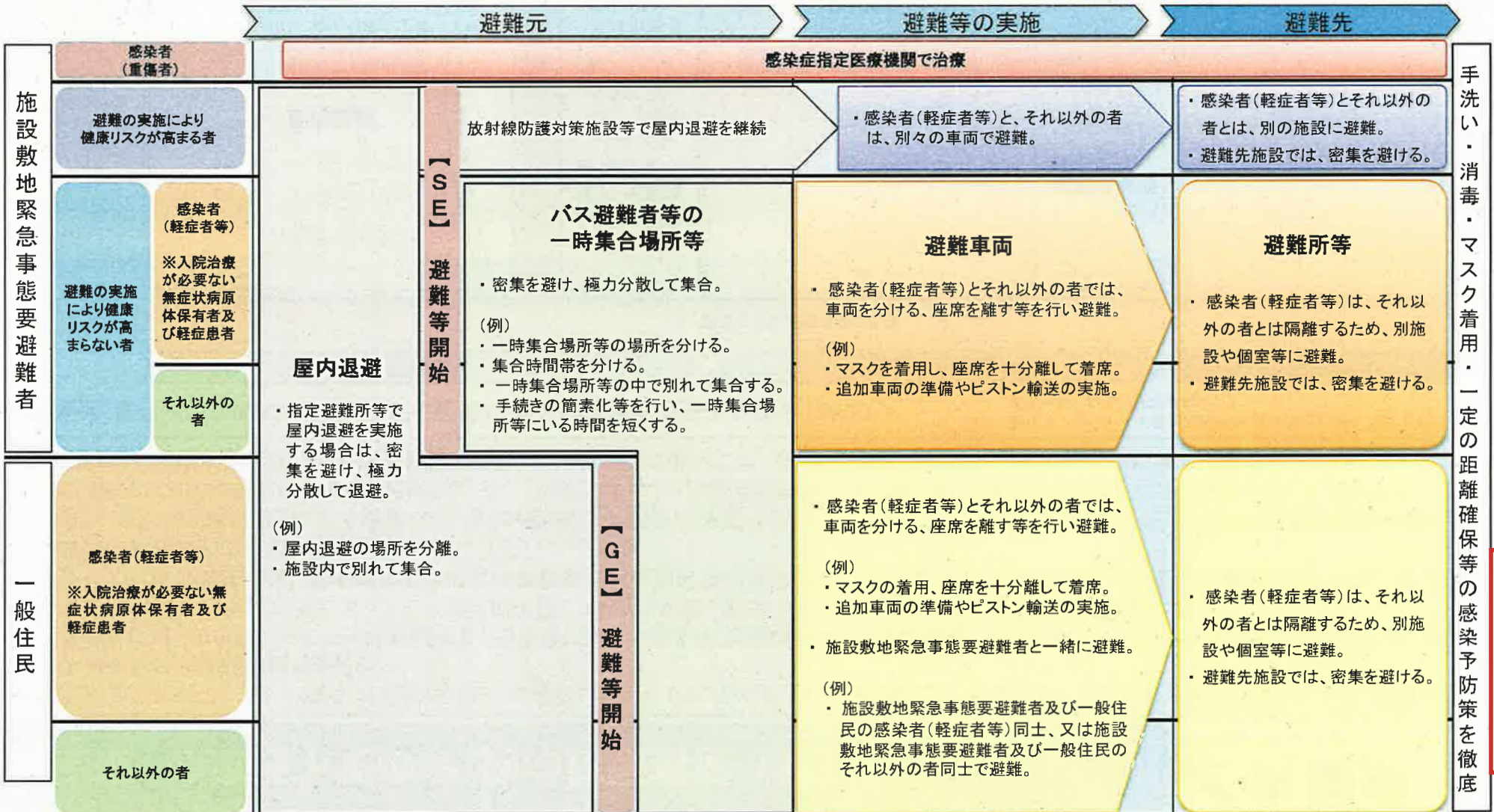
【機2】令和2年6月2日  
令和2年度第1回  
道府県原子力防災担当者連絡会議  
内閣府（原子力防災担当）

資料8-2

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所別にする、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症（新型インフルエンザ等）のまん延時に原子力災害が発生した場合（PAZ）>

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。



甲第94号証



